

室蘭基署発 0106 第1号
令和8年1月6日

関係各位

室蘭労働基準監督署長



安全衛生通信（令和8年1月号）について

労働基準行政の運営につきまして、日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、北海道労働局において北海道冬季ゼロ災運動の特集及び今年より順次施行される安衛法改正に関するアナウンスを掲載した「安全衛生通信【令和8年1月号】」リーフレットを作成し、広く周知することといたしました。

つきましては、当該リーフレットを送付いたしますので、貴団体の傘下会員事業場への周知について特段の御配意をいただきますようお願いいたします。

なお、別添のリーフレットは、次のURL又は二次元コードからダウンロードできます。

https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/anzen_leaflet.html



【担当】

室蘭労働基準監督署 第二方面
電話 0143-48-4451



安全衛生通信

【令和8年1月号】

北海道労働局



防止しよう！

冬季特有の労働災害

冬季の北海道では、路面が凍結したり、吹雪が発生したり、除雪が行われたり、内燃式の機械が使用されたりします。これにより…



転倒災害



交通労働災害



雪下ろし中の墜落災害



重機の接触・転落災害



一酸化炭素中毒

のリスクが高まりますので、重点的に対策しましょう！

北海道冬季ゼロ災運動(～R8. 3. 31)
展開中！(二次元バーコード参照)



降雪時期に道内で発生した死亡災害と、
取るべき対策を確認しよう(裏面)！



労働基準局広報キャラクター
「たしかめたん」

墜落の事例(R7.1 午後1時ごろ)

高さ5.7mの屋根の上にて、墜落防止措置を講じず、スコップを使用して雪下ろし作業を行っていたところ、屋根に50cmほど堆積していた雪がなだれ込み、これに巻き込まれて墜落した。



手すりや囲いの取付け、ヨシ！
監視者の配置、ヨシ！
墜落制止用器具*とヘルメットの使用、ヨシ！

※ 墜落制止用器具は、高所作業において使用される作業者の墜落を防ぐための保護具で、フルハーネス型が原則となりますが、高さが6.75m以下の場所では胴ベルト型(一本つり)も使用できます。

重機との接触の事例(R6.1 午後2時ごろ)

雪を積んだダンプの誘導をするために被災者が除雪用トラクター・ショベルの後方を歩いていたとき、突如後退した当該トラクター・ショベルに轢かれた。



同時作業禁止や接触防止措置の実施、ヨシ！
作業計画の作成と周知、ヨシ！
合図方法の決定と周知、ヨシ！

一酸化炭素中毒の事例(R5.12 午前11時ごろ)

工事現場において、ビニールシートで隔離養生した足場内で、稼働していたエンジン式発電機の排気ガスを吸引し一酸化炭素中毒となった。



換気が不十分な場所での内燃機関を有する機械の使用禁止、ヨシ！

今年から施行開始される法改正にもご留意ください。(二次元バーコード参照)

- ☺ 一部の工作物に関する有資格者による石綿事前調査の義務化
➔ 工作物石綿事前調査者講習の受講(R8.1.1着工～) 他
- ☺ 個人事業主等に対する安全衛生対策の推進
➔ 元方事業者による指導・連絡調整等の措置(R8.4.1～) 他
- ☺ 登録自主検査・技能講習の不正防止対策の強化
➔ 特定自主検査の基準の設定(R8.1.1～) 他
- ☺ 特定機械の製造許可・製造時等検査制度の見直し
➔ 製造許可審査(うち、設計が構造規格に適合しているかの審査)や移動式クレーン・ゴンドラの製造時等検査を、登録民間機関が可能に(R8.4.1～)



石綿に関する情報
(石綿総合情報ポータルサイト)



労働安全衛生法改正に関する情報
(厚生労働省ホームページ)

この情報の詳細については、管轄の労働基準監督署までお問い合わせください。